

事 務 連 絡
令和5年3月3日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼
申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型
コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬
送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け（令和5年
1月6日改定）厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連
名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）の適切な運用に努めていただ
いていることと存じます。

令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用
の考え方の見直し等について」等により、マスク着用の考え方の見直しを令和
5年3月13日から適用すること等の方針が示されたことから、別添のとおり
り、ガイドラインを改正し、令和5年3月13日から適用することとしました
ので、内容について御了知の上、貴管内の葬儀・火葬関係者、医療機関、高齢
者施設、市町村等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知することとし
ておりますので、申し添えます。